

安井息軒『書説摘要』考

——その考證學の特質——

青山大介

序言

安井息軒（安井衡）は幕末から明治初期に活躍した漢學者であり、「江戸考證學の集大成」とも稱される。その考證學の特質を、先行研究は清朝考證學や朱子學、日本漢學などの諸説を公平に扱う姿勢にあるとする。しかしそれは息軒の『論語』と『管子』の註釋書から導き出されたもので、考證學最大の成果ともいべき偽古文尙書の問題に觸れておらず、再検討の餘地がある。

本稿は、安井息軒の『尙書』註釋書である『書説摘要』に注目し、その考證學の特質について考察する。まず息軒の研究意義を述べ、ついで息軒研究の概況を紹介し、さらに息軒の考證學の特質について考察した先行研究を取り上げてその問題点を指摘し、そのうえで『書説摘要』の分析を行う。分析は篇の配列、百篇序の位置、文字校勘の方針、足利古本の扱い、宋儒と日本儒者の扱いの五點に分けて行う。最後に結語において分析の結果を整理したうえで、『書説摘要』における息軒の考證學の特質とその意義について所見を述べる。

一、研究の意義

安井息軒は一七九九年（寛政一二）飢肥藩（宮崎縣宮崎市清武町）で、漢學者安井蒼洲の次男として生まれた。飢肥藩藩校の助教を経て、三九歳で藩職を辭して上京し、江戸で「三計塾」を開き、數多の人材を育成した。一八七六年（明治九）東京において没した。享年七七歳であつた。

安井息軒は、倒幕運動を推進した陽明學者や水戸學者の陰で見過ごされがちだが、實は幕末から明治初期における日本漢學界の儒宗であつた。その傍證を三つあげる。

①一八六二年（文久二）、幕府は自ら「寛政異學の禁」を破つて、朱子學者ではない息軒を昌平黌の儒官に任命した。ちなみに、かの島田重禮が昌平黌に入學したのはその翌年のことである。島田重禮は服部宇之吉と狩野直喜の師であり、また安井息軒の外孫小太郎の岳父である。

②一八六九年（明治二）、明治政府は當時一七歳だった明治天皇の侍講となるよう、息軒に打診した。ただし息軒が眼疾を理由に辭退した

ため、實現しなかつた。息軒に代わつて一八七一年（明治四）に侍講となつたのが、當時五〇歳の元田永孚である。

③明治に入つてから、息軒の漢籍注釋書が數多く出版された。生前だけで『論語集說』『左傳輯釋』『管子纂註』が諸藩の協力を得て刊行されている。死後も、一九〇九年（明治四二）に服部宇之吉が編纂した富山房『漢文大系』の四書に『論語集說』・『大學說』・『中庸說』・『孟子定本』が選ばれ、さらに『管子纂註』と『戰國策補正』が収録された。一九二五年（大正一四）に刊行された崇文叢書には『書說摘要』、『左傳輯釋』、『毛詩輯疏』が収録された。

そもそも明治維新の中心となつた世代は、多くが幕末に青少年期を過ごし、その人格を形成した。明治に入り、彼らは日本の近代化を果たすべく西洋文明の取捨選擇を行うわけだが、その基準となつた學智は何時如何にして形成されたのか。この點に思いを致すとき、幕末の漢學界で重きを占めていた安井息軒とその學問は、もつと注目されて然るべきだと考へる。江戸考證學が明治初期の知識層における「知的基盤」を醸成したとする諸說については、竹村英二「漢學と明治初期の知性／近代知性の「基體」としての十八世紀以降の漢學世界における學問發展」（『アジア・日本研究センター紀要』（國土館大學）八・二〇一三年）の説明が、簡にして要を得ている。

つまり、息軒は江戸漢學の終着點であると同時に、明治漢學の出發點としての意義を兼ね備へるのである。

二、研究の概況

息軒の重要性に比して、先行研究は量的に豊富とは言いがたい。ただし史傳面の研究は充實しており、戦前に若山甲藏『安井息軒先生』

（藏六書房・一九一四年）、戦後に黒江一郎『安井息軒』（日向文庫刊行會・一九五三年）がある。近年では、古賀勝次郎による息軒周邊の人々を取り上げた一連の論考がある。なかでも古賀が「安井息軒の生涯／安井息軒研究（二）」（『早稻田社會科學總合研究』八（二）・二〇〇八年）で明治初期の法曹界で活躍した人物中に息軒の弟子が多いことと息軒が法家である『管子』の注釋書を著したことに注目し、息軒の思想が明治の近代國家設立に影響を與えた可能性を指摘しているのは傾聴に値する。

息軒の著作と藏書については、高橋智が「安井家の藏書について／安井文庫研究之二」（『斯道文庫論集』三五〜三七・二〇〇一〜二年）で詳細な目録と解題を公開している。高橋が、息軒による書込の粗密に注目して、息軒が傾注したのは『尚書』『詩經』『周禮』『四書』だと指摘しているのは重要である。

しかし思想面の研究は概して少なく、考證學者としての息軒に注目した研究ともなれば、町田三郎・連清吉・金培懿を以て他にない。息軒の外孫安井小太郎による、日本漢學思想史研究の先驅けともいえる『日本儒學史』（富山房・一九三九年）も、江戸の考證學者たちを項目を設けて紹介しているが、大田錦城、海保漁村ときて、息軒の師である松崎謙堂の世代で筆を置き、祖父息軒については林述齋の項目で、「謙堂の門より鹽谷右陰・先王父出づ。右陰は文章を治め、王父は漢唐の舊說・清儒の考證を治め、旁ら仁齋・徂來（ママ）・朱子に出入せり」と述べるに留まる。金谷治「日本考證學派の成立／大田錦城を中心として」（『金谷治中國思想論集（下）』平河出版社・一九九七年）も、松崎謙堂までしか言及しない。先後するが、中山久四郎「近世支那學風の近世日本に及ぼしたる勢力影響／特に徳川時代考證學風の成立に

つきて」(『支那學研究』二・一九三二年)も同様である。吉田篤志「江戸後期の考證學／松崎慊堂の場合」(『大倉山論集』二三・一九八八年)も、慊堂の死後『縮刻唐開成石經』刊行を引き継いだ弟子の一人として息軒の名を擧げるに留まる。

結局、息軒の考證學に關する研究は、上述の町田・連・金の三者に始まると言つてよい。この三者は基本的に立場を同じくするので、町田に代表させて、次節で問題の所在を論じることとする。

三、問題の所在

以下、町田の説は主として「日本の考證學の特色について」に依る。町田は、江戸考證學を大田錦城―龜井昭陽―安井息軒の脈絡で把握する。町田は、まず大田錦城を「江戸考證學の完成者」と呼び、錦城が『九經談・梅本增多小辯』によつて『尙書』の增多二十五篇と孔安國傳が偽作であることを明らかにしたことは、日本の儒學界にとつて、まさに「畫期的」なことであつたと絶賛する。そのうえで錦城が毛奇齡と朱彝尊を多く引用することに觸れ、「錦城の學問が清朝考證學との接觸の中から鍛えられ形成されてきたことを知ればよく、それについて重要な役割をしたのが、まず『經義考』(筆者注・朱彝尊)であり、やがて『西河合集』(筆者注・毛奇齡)であり、『澹園集』(筆者注・徐乾學)であつた」と述べる。^③

ついで龜井昭陽に對しては、彼が『尙書考』において示した「各篇の」構造を緻密に分析し、そこから得られたものを本來のあるべき姿にもどして考えてみようとする發想の「新しさ」に注目し、「その手法を徹底して龐大な『尙書』全篇にまでおし及ぼし、しかも圖示化するまでに至つたこと」を高く評價する。一方、別稿「論語集說のこと

／古今ノ長ヲ取り短ヲ捨テ」(『江戸の漢學者たち』)で、龜井南冥・昭陽父子には「反朱子學一點張りといった頑冥なもの」があつたことを指摘している。

最後に安井息軒については、『管子纂詁』を取り上げ、應實時が寄せた序文をめぐつて生じた混亂を紹介した上で、「安井息軒の場合には應實時ニ兪樾説と是非をたたかわすまでに考證學が發展した」とその學術水準の高さを稱える。また前掲論文「論語集說のこと」で『論語集說』を取り上げ、その考證の特徴を「全體が公正で」「孔廣森等清朝考證學の新しい成果を利用し、同時に仁齋・徂徠らの所説も適宜採用し」「朱子の説でも合理的と思えるものには十分な賛意を表し」「學派を超えて良いものは良いとする柔軟な心で注解されている」とだとした。

確かに町田の圖式は、江戸考證學史上の重要人物たち、例えば息軒の師であり日本漢唐學の鼻祖と目される松崎慊堂、慊堂を朱子學から考證學へと誘つた狩谷掖齋、掖齋が私淑した吉田篁墩、篁墩に『論語集解攷異』編纂を決意させた『古文孝經孔氏傳』の編者太宰春臺、春臺の同門で『七經孟子攷文』を著した山井鼎と『論語集解義疏』を發見した根本遜志、そして春臺・鼎・遜志三名に古鈔本の校訂を命じた荻生徂徠その人を缺いており、江戸考證學界を如實に反映しているとは見なしがたい。とはいえ、町田の研究は、息軒の考證學を初めて思想的に位置づけた研究として、割くべからざるものである。

ただ筆者は、それとは別に次の二點において、町田説は再検討の餘地を残しているように思う。即ち①大田錦城が偽古文尙書に學術的價値を置くことを看過している。②安井息軒について、『尙書』の分析を避けている、の二點である。

①) について、大田錦城は偽古文尙書の問題について次のように述べる。

○或ひと曰く、「當時『尙書逸語』なる者有りて、類を以て古書引く所の『書』語を纂す。偽造者之に據りて以て此の書を作れり」と。理或ひは然り。故に古書の書を引くの語は大抵此二十五篇中に湊集し、善言嘉語盡く收まりて漏れず。其の它多くは『語』『孟』諸書の意を取りて以て之を作るが故に道義に違ふ者無し。(中略)『古尙書』の逸語は皆此の書に在れば、則ち此の書豈に廢すべけんや。予故に增多諸篇を論じて、「其の鼎は則ち贗なれども其の肉は則ち美し」と云ふは、豈に亦た信ならずや。眞僞の論と用不用とは殊なる。(中略) 故に眞僞を辯ずると用不用を論ずるとは殊なる。增多の僞は辯ずべきも、而も其の書の用は廢すべからず。是れ天下萬歳の公論なり。(或曰、「當時有『尙書逸語』者、以類纂古書所引之書語。偽造者據之以作此書」。理或然矣。故古書引書之語大抵湊集此二十五篇中、善言嘉語盡收不漏。其它多取『語』『孟』諸書之意以作之、故無違於道義者。(中略)『古尙書』逸語皆在此書、則此書豈可廢乎。予故論增多諸篇云、「其鼎則贗而其肉則美」、豈不亦信乎。眞僞之論與用不用殊。(中略) 故辯眞僞與論用不用殊。增多之僞可辯、而其書之用不可廢。是天下萬歳の公論也。『九

經談』(多稼軒藏版・一八〇四年)

錦城は增多二十五篇が偽作であることは間違いないが、しかしそこに収録されているのは『尙書』の逸文であり、また道義に外れた内容でもなく、むしろ「用」に適うのだから廢すべきではないと力説する。そして實際に、增多二十五篇を『尙書紀聞』にそっくり収録している。こうした姿勢は、錦城が参考にし得た清朝考證學者の著作が清初の「漢宋兼探の學」のものに限られていたからだ、と、水上雅晴「大田

錦城の經學について／江戸の折衷學と清代の漢宋兼探の學」(『東洋古典學研究』二四・二〇〇七年)は指摘する。水上は錦城と焦循とを比較して「重んじる對象が經文か注釋かの相違はあるが、偽作と證明されて以來、經學の枠外に追いやられた古文『尙書』にも學術上の價値を認める點で兩者は一致している」という。

いずれにせよ、錦城の偽古文尙書に對する姿勢は、「乾嘉の漢學」と呼ばれる清朝考證學者らが偽古文二十五篇を完全に廢して『尙書』を再編成したのとは、まるで異なるのである。この點を看過しては、息軒の考證學の特色は曖昧にならざるをえないのではないか。なぜならば高橋前掲論文が、息軒が藏書に施した書込の粗密の具合から、息軒にとつて大きな位置を占めていたのは「皇清經解」であろうと推測し、『尙書』關連で書人が多いものとして、惠棟「九經古義」、江聲「尙書集注音疏」、段玉裁「古文尙書撰異」、孫星衍「尙書今古文注疏」、焦循「尙書補疏」を擧げているからである。これらはつまり、「乾嘉の漢學」である。

②) については、大田錦城と龜井昭陽を分析する際に『尙書』を用いながら、息軒については『論語』と『管子』を用いて『尙書』を取り上げないのは、些か平衡を缺くように思う。あるいは、結論において差は生じないかもしれないが、やはり檢證の必要があるだろう。

以上の問題意識に基づき、以下、安井息軒『書說摘要』の分析を行いたい。

四、『書說摘要』の分析

(一)『書說摘要』の概略

息軒の『書說摘要』は『尙書』の注釋書であり、彼の數多い漢籍註

釋書の中で最初に完成した著作である。しかし生前には出版されず、しばらくは抄本の形で流通していた。本書の出版は、一九二五年（天正一四）に崇文院が刊行した崇文叢書の第一輯に収録される形でようやく果たされる。この崇文本に安井小太郎が寄せた「書説摘要跋」によれば、息軒は二種類の自筆原稿を残したという。一つは一八六一年（文久一）起筆の初稿本であり、一つは一八六八年（慶應四・明治一）四月起筆同年閏五月脱稿の再訂本であり、崇文本は再訂本を底本にしたことである。自筆本の委細については、高橋前掲論文の報告がある。

なお再訂本の抄本が臺灣大學總合圖書館特藏室に所蔵されている。これは、息軒最晩年の高弟松本豊多が息軒存命中の一八七〇年（明治三）に三計塾内で謄寫したものである。松本豊多といえは、宮崎市定が「論語を讀んだ人々」（『論語の新しい讀み方』岩波書店・一九九六年）で紹介した、服部宇之吉を手厳しく批難した人物といえは、通りがよいだろう。彼の事跡等については拙稿「松本豊多『四書辨妄』批判服部宇之吉／『漢文大系・四書』中看到の安井息軒之政治思想」（『臺大日本語研究』三〇・二〇一五年）で述べたので略す。豊多抄本は再訂本を黒字で抄寫したのち、朱字で校訂を加えたもので、再訂本の誤脱を知るのに便利である。筆者が對照したところ、崇文本は豊多抄本の校訂箇所をほぼ漏れ無く改めていた。

本稿は崇文本を底本とする。以下、引用時に示す頁數並びに行數はこれに準じる。

（二）篇の配列

息軒は『睡餘漫筆』卷二（成章堂・一九〇三年）で、「書經は二十九篇の外は、魏晉人の作なり。孔傳は全く偽作なり。委敷は予が著す所

の『書説摘要』に之を載せれば之を略す」と述べており、大田錦城同様、増多二十五篇と孔安國傳を魏晉の偽作と見なしていたことが知られる。ただ錦城は増多二十五篇を廢すべきでない」と主張し、實際『尚書紀聞』にも収録したが、息軒はどうであろうか。

いま安井息軒『書説摘要』の目次を確認すれば、増多二十五篇が全て省かれていることに氣付く。しかしその根據については、「委敷は『書説摘要』に載せたり」と言いながら、實はほとんど説明がない。「說命」三篇など完全に削除された諸篇については一切言及がなく、また「臯陶謨」に合篇された「益稷」について、かろうじて「偽孔は『帝曰』以下を分かちて『益稷』と爲す。今之を舊に還せり」（『偽孔分帝曰以下爲益稷、今還之舊。（二卷一八頁裏九行目）と結論を述べるのみである。唯一、「堯典」に合篇された「舜典」については、半頁を費やして説明を施しているが、大部分は段玉裁の踏襲にすぎない。息軒は更に閻若璩と惠棟の説を引用した上で、次のように言う。

○衡謂らく、『釋文』『正義』を讀めば二十八字の偽中の偽たること、得て掩ふべからず。閻惠二家の説出でて、二典の「堯典」一篇たること、得て誣（し）ふべからず。此の後王鳴盛、段玉裁、江聲、王引之ら諸人相ひ續き出でて、力を極めて摘抉し、作偽の跡、遁るる形有る無きは、實に千載の快事なり。今諸家の説、世多く之を習へば、復た贅せずと云ふ（衡謂、讀『釋文』『正義』二十八字之爲偽中之偽、不可得而掩。閻惠二家之説出、二典爲「堯典」一篇、不可得而誣。此後王鳴盛、段玉裁、江聲、王引之諸人相續而出、極力摘抉、作偽之跡、無有遁形、實千載快事也。今諸家説、世多習之、不復贅云。）一卷七頁表九行目。

ここで息軒が王鳴盛を初めとする清朝考證學者たちの功績を「千載の快事」と絶賛するのは、かつて錦城が「王鳴盛ハ大家ナレドモ、十八

季（ママ）後案ニ精力ヲ盡スノ類、愚惑ノ極ナリ」（『梧窗漫筆後編（巻下）』小川尙榮堂・一八九七年）と貶斥したのと、好對照を爲している。この事實は、兩者の學問に占める考證學の地位の違いを端的に示しているよう。

また、錦城は自説と同じことを清朝考證學者がすでに述べていた場合、これを「暗合」とし、あくまで自らの言葉で增多二十五篇の偽作たるを論證せんとしたが、息軒にそうした拘りは全く見えない。息軒は、偽古文尙書の問題については閻若璩以下の清朝學者の說に依據すると宣言し、さらに清朝學者の說はすでによく知られているので繰り返さないと述べて、議論を打ち切つてしまふ。

なお、『書說摘要』は、王鳴盛『尙書後案』、段玉裁『古文尙書撰異』、江聲『尙書集注音疏』以外に、孫星衍『尙書今古文注疏』を多く引用するにも關わらず、ここでは孫星衍の名を擧げていない。それは恐らく孫星衍が前三者と違い、「太誓（泰誓）」三篇を今文尙書に含めるためだろう。さらに息軒は、清朝初期の毛奇齡・朱彝尊・焦循らが現行本『尙書・舜典』の「放勳殂落」までを「堯典」とし、「月正月日」以下を「舜典」と見なすのに詳細な反駁を加えており（二卷一二頁三行目參照）、一括りに「清朝考證學の影響を受けている」としたのでは、疎漏が多いように思う。

右の姿勢は各篇の配列にも及んでいる。息軒は「堯典正義」が現行本（孔安國本）と鄭玄本の配列を對照する箇所を引用したうえで、兩者に食い違いがあつた場合、全て鄭玄本の配列に戻している。具體的に言うと、

①現行本では「商書・湯誓」の後ろにある「夏社、疑至、臣扈序」を「湯誓」の前に移し、さらに「夏書」に含める。（二卷二頁裏四行目）

②現行本では「太甲三篇」の後ろにある「咸有一德序」を、「明居序」の前へ移す。（二卷四頁裏九行目）

③現行本「康王之誥」の「高祖寡命」以上の文字を、直前の「顧命」の篇末に移す。（四卷一七頁表十行目）

④現行本では「君奭」の後ろにある「蔡仲之命序」を、「冏命序」の後ろに移す。（四卷一八頁裏九行目）

⑤現行本では「文侯之命」の後ろにある「費誓序」「費誓」を、「棗誓序」「棗誓」と改めた上で「呂刑序」の後ろへ移す。（四卷一九頁表二行目）

しかしこれらもまた「乾嘉の漢學」に依據したものであることは、②「咸有一德序」と③「康王之誥序」で江聲を引用し、④「蔡仲之命序」と⑤「棗誓序」において王鳴盛を引用していることから明らかである。今、一例として④を擧げる。

④王鳴盛云ふ、「冏命」は穆王の書なれば、其の下には應に又た成王の書有るべからず。明らかに篇第倒亂に係る。鄭は其の舊に仍（よ）りて改めず。僞孔を爲る者に至りて、遂ひに意を以て移して之を正すと。（王鳴盛云、「冏命」穆王書、其下不應又有成王書。明係篇第倒亂。鄭仍其舊而不改。至爲僞孔者、遂以意移而正之。）四卷一八頁裏十行目。

注目すべきは、⑤「棗誓序」において「衡謂らく、二篇（著者注：「蔡仲之命」と「棗誓」）の次第の錯亂せることは疑はざるも、今も亦た舊に仍るは、先儒の敢へて軽々しく古書を改めざるの義に従へばなり」（衡謂、二篇次第錯亂不疑、今亦仍舊者、從先儒不敢輕改古書之義也。（四卷一九頁表四行目））と言う點である。ここで息軒は、鄭玄本の配列に錯亂があることを承知したうえで、敢えて鄭玄本に従うと言明している。

つまり『書説摘要』における息軒の射程は、漢儒が目にしたテキストまでであり、それ以前の眞本『尙書』とでもいうべきものは目指していないということである。この點で、『尙書』を本來あるべき姿に戻そうと試みる龜井昭陽とも立場を大きく異にする。

(三)「百篇序」の配置

現行本『尙書』は、伏生「百篇序」を各篇に分配しそれぞれ經文の直前に配している。乾嘉の學者達は、これを本來の形式ではないとして退け、『尙書』を再編する際には「百篇序」はまとめて一卷として卷末に付すのを通例とする。たとえば孫星衍は次のように言う。

○『釋文』に云ふ、「馬・鄭の徒は、百篇の序をば總て一篇と爲す」と。「書序」にも「序を作りし者敢へて正經に廁(まじ)へず。故に謙(へりくだ)りて下に聚む」と云ふ。今「僞孔傳」は此の序を以て經中に散入し、各々諸篇に冠するは、舊式に非ざるなり。(『釋文』云、「馬・鄭之徒、百篇之序總爲一篇。」「書序」云作序者不敢廁于正經。故謙而聚于下。今僞孔傳以此序散入經中、各冠諸篇、非舊式也。)『尙書今古文注疏』(中華書局・一九八五年)

では息軒は、序の配置をどのように處理しているのだろうか。前節において我々は、息軒が王鳴盛に従い「舊に仍る」と稱し、現行本の篇配列を廢して、敢えて時系列的に誤りのある鄭玄本の配列に戻している様子を確認した。では序の配置も「舊に仍る」のかと思いきや、豫想に反し、現行本同様「百篇序」を各篇の前に分配する形式を採用している。ただし、現行本と全く同じというわけではなく、そこにはある工夫が凝らされている。

現行本は「篇名―序―本文」という配列になっており、序が各篇に組み込まれ經文と一體化している。言わば、序を「正經に廁え」てい

る。しかし『書説摘要』では「序―篇名―本文」という配列になっており、序はあくまで篇の外に押し出されている。確かに、これとて馬融・鄭玄における「百篇序」の扱いとは大きく異なりはずれど、序を「敢へて正經に廁えず」という點では、現行本とは一線を畫し、「乾嘉の漢學」に近づいている。

ただ、なぜ息軒が書序を卷末にまとめるに至らず、敢えてこのような「舊に仍」らざる形式を採用したのかは、今となっては知る由もない。幾つか理由は考えられるが、憶測は控え、今は序を經文に混じえないという事實のみを指摘しておく。

(四)文字校勘の方針

文字校勘に關する『書説摘要』の方針を一言で表わせば、「段玉裁『古文尙書撰異』を重視する」である。後述する一部の例外を除いて、息軒は段玉裁の文字校勘をそのまま採用し、段玉裁が經文を改めた場合、同じように改めていく。ただしそこには幾つかのパターンが認められる。

多くの場合、息軒は注で段説を引用したうえで、經文を改める。たとえば現行本が「敬授人時」に作るのを、段玉裁は「敬授民時」に改めるが、『書説摘要』も「敬授民時」(一卷二頁表五行目)に改め、注で「衡謂らく、(中略)「民時」は今本「人時」に作る。唐人の諱を避けて改むる所なり。段玉裁、江聲は皆な改めて「民時」に作る。今之に従ふ」(衡謂、(中略)「民時」今本作「人時」。唐人避諱所改。段玉裁、江聲皆改作「民時」。今從之)という。

また段玉裁は字を改めずとも、息軒の方で段説を採って經文を改める場合もある。たとえば現行本の「弱水既西」は段玉裁も「弱水既西」に作るが、『書説摘要』は「溺水既西」(二卷三二頁表五行目)に改

める。注で「段玉裁云ふ、『説文』は「溺」に作る。蓋し壁中故書は『溺』に作ればなり」(段玉裁云、『説文』作「溺」。蓋壁中故書作「溺」也)というから、息軒は段説を推し進めて經文を改めることになる。

一方で、段説に従い經文を改めながら、注でそれを示さない場合もある。たとえば現行本の「三載」は段玉裁も「三載」に作るが、『書説摘要』は「三年」(二卷一頁七行目)に改める。息軒はその根拠を示さぬが、恐らく段説に「三載」は、『孟子』『繁露』皆な「三年」に作る。『禹貢』の「十有三載」に作るを、馬・鄭・王は「十有三載」に作るが如し。古人の文字は自ら拘らざるなり。或ひと「三載女陟帝位」と云ふを、鄭「三年」に作るも亦た是れ一證なり」(「三載」、『孟子』『繁露』皆作「三年」。如『禹貢』作「十有三載」、馬・鄭・王作「十有三載」。古人文字自不拘也。或云「三載女陟帝位」、鄭作「三年」亦是一證とあるのに依據したものと思われる。また、現行本の「天敘有典」は段玉裁も「天敘有典」に作るが、『書説摘要』は「天敘五典」(二卷一八頁表四行)に改める。注では「今本は「敘有典」に作る。今馬本に従ふ」(今本作「敘有典」。今從馬本)としか言わぬが、おそらくは段説の「釋文」に曰く、「有典」、馬本は「五典」に作る」(『釋文』曰、「有典」、馬本作「五典」)に依據したものであろう。

ただし、段玉裁に従わぬ場合もある。たとえば、現行本の「海濱廣斥」を段玉裁は「海濱廣斥」に改める。『書説摘要』は注で「段玉裁云ふ、「斥」は『説文』に依りて當に「厝」に作るべし。隸省して「斥」に作る。今の俗寫して「斥」に作るは、殊に通ずべからず」(段玉裁云、「斥」依『説文』當作「厝」、隸省作「斥」。今俗寫作「斥」、殊不可通」(二卷二六頁裏九行目)と段説を引用しながら、經文を改めていない。これは恐らく單なる遺漏であらう。

このように息軒は文字校勘に關しては、基本的に段玉裁『古文尙書撰異』に従う。これを要するに、息軒は唐の衛包による文字改變を取り去り、唐代を越えて漢代の『尙書』を目指していたということである。息軒としては、師の松崎慊堂がすでに唐代の「開成石經」の復刻を果たしている以上、それより古い時代を目指すべきだと考えたのであろう。

(五) 足利古本の扱い

文字校勘に關して、息軒はほぼ全面的に段玉裁に従うと言つてよいが、時に眞つ向から段玉裁に異を唱えることもある。それは足利古本が關係する場合である。

ここでいう足利古本とは、足利學校遺蹟圖書館所藏の古寫本を指す。山井鼎『七經孟子攷文』はこれを校讎に用い、物觀『補遺』凡例は「古本」なる者も亦た足利學の藏する所の書寫本なり。(略)『尙書』一通三本」(「古本」者亦足利學所藏書寫本也(略)『尙書』一通三本(『七經孟子攷文補遺』(欽定四庫全書)所收)と、三種の寫本の存在を示唆したうえで、『尙書・孔安國傳』は字體太(はなは)だ奇にして古文多し。(略)凡そ此くの如きの類、皆な唐以前より傳はる所なるは亦た疑ひ無きなり(『尙書・孔安國傳』字體太奇多古文。(略)凡如此之類、皆唐以前所傳者亦無疑也)と、唐以前のテキストを傳える寫本として紹介する。

『書説摘要』は都合八箇所で、文字校勘のために足利古本を引用する。息軒の社會的地位を考えれば、足利古本を閱覽できたとしても不思議ではないが、『七經孟子攷文』や阮元「十三經注疏校勘記」を參照して濟ませた可能性もある。それよりも問題とすべきは、『書説摘要』による引用箇所と、段玉裁『古文尙書撰異』の引用箇所がほとん

ど（實に八例中六例で、重複しているという事実である。これはつまり、息軒が段玉裁の設定した議論の俎上で足利古本を捌いていたことを意味する。以下に兩者の注を並べて比較してみよう。なお、ここでは比較の便を圖つて原文のみを擧げる。訓讀はそれぞれの註において示す。

念のため付言しておくが、『書說摘要』は以下の①～⑧において、段説は一切引用していない。

①「盤庚上」…民用丕變。（二卷七頁表六行目）

〔安井衡〕…足利古本「用」作「由」⁶。

〔段玉裁〕…「民用」、足利古本作「民由」⁷。

②「盤庚上」…女無老侮老成人。（二卷九頁表三行目）

〔安井衡〕…諸本誤倒。足利古本作「無老侮老成人」、亦衍一「老」字。今從唐石經。

〔段玉裁〕…足利古本「汝以老侮老成人」。此蓋於既誤「侮老」之後又訂增「老」字於「侮」字上⁹。

③「大誥」…肆哉。（二卷三四頁裏五行目）

〔安井衡〕…足利古本「肆哉」作「肆告我」。『傳』云「故以告諸侯及臣下御治事」者、故釋「肆」。則「告」字自然揭經文。明經文作「肆告哉」矣。其作「肆告我」者、「哉」「我」字形相涉。故輾轉相譌、遂衍「我」字¹⁰。

〔段玉裁〕…「肆哉」、山井鼎說「足利古本作「肆告我」」。

④「康誥」…今民將在（三卷二頁裏七行目）

〔安井衡〕…衡謂、（中略）古本「今」下有「治」字。疑據傳文妄增之¹²。

〔段玉裁〕…※足利古本への言及なし

⑤「召誥」…比介于我有周御事。（三卷二六頁表四行目）

〔安井衡〕…（前略）山井鼎云、古本「比介」作「比迹」。「迹」即「邇」字。考傳文「比介」訓「比近」、恐經文作「比迹」爲是。衡謂、古本即「足利學古寫本」。傳自隋世者、雖聞有訛所得尤多。此亦當以作「迹」爲正¹³。

〔段玉裁〕…日本山井鼎云、足利古本「介」作「迹」。玉裁案孔『傳』

凡「介」皆訓「大」、不應此獨訓「近」。疑本作「迹」而譌「介」字之誤也。「迹」古文「邇」、見義雲章《汗簡》。

⑥「雜誥」…慎其往。（三卷一八頁裏十行目）

〔安井衡〕…足利古本「其往上」有「慎」字。『後漢書・爰延傳』李注云「尚書」周公戒成王曰、「孺子其朋、孺子其朋、慎其往。」亦有「慎」字。推文義、有「慎」字尤穩、今從之¹⁵。

〔段玉裁〕…後漢書・爰延傳「延上封事曰「臣聞之、帝左右者所以咨政德也。故周公戒成王曰「其朋其朋、言慎所與也」」。李注「尚書」周公戒成王曰、「孺子其朋、孺子其朋、慎其往。」校今本多「慎」字。足利古本同此。疑妄增也¹⁶。

⑦「文侯之命」…卽我御事（四卷二八頁裏八行目）

〔安井衡〕…「卽」、今本多作「既」。足利古本、唐石經及蔡本不誤。今從之¹⁷。

〔段玉裁〕…「卽」、各本誤作「既」、今訂正。（中略）日本山井鼎『七經攷文』據彼土古本亦爲「卽」¹⁸。

⑧「秦誓」…雖則云然。（四卷三〇頁表九行目）

〔安井衡〕…此「云然」及上文「云然」之「云」。足利古本作「員」。「員」「云」通。姑依今本¹⁹。

〔段玉裁〕…※注なし。ただしこの直前の「云」字に注して「玉裁按今本「員」皆作「云」。衛包改也」（玉裁按ずるに今本は「員」を皆

な「云」に作る。衛包の改むるなり」という。

④と⑧を除けば、一見して明らかに、息軒注は段玉裁の注を下敷きにしてゐる。また、段玉裁が③⑤⑦と三度にわたつて「日本山井鼎『七經攷文』と足利古本の典據を示すのに對して、息軒は⑤において一度「山井鼎」の名を擧げるのみである。あるいは、これは息軒が自分の目で足利古本を確認したことを間接的に示しているのかもしれない。改めて息軒注の内容を検討してみたい。①⑤⑦は段説をそのまま引き寫したに等しいので詳論は避ける。ただし⑤において「山井鼎云」として引用した部分が、段玉裁が引用した部分より長い點には注意が必要である。これは④⑧と相俟つて、息軒が決して段注を孫引きして濟ませていたわけでないことを證明している。

さて、②③⑥⑧には息軒独自の見解が認められる。個別に確認していこう。

②において、段玉裁は、本來「老侮」と作るべきを諸本は「侮老」に誤倒し、足利古本はさらに「老」字を上に加へて「老侮老」に作るという、足利古本が諸本の誤りの上にさらに誤りを重ねてゐると印象づける。これに對して息軒は、足利古本は「老侮」の下に「老」字を衍しただけだとし、むしろ諸本が誤倒した箇所を足利古本だけは正確に作つていたかのように印象付ける。

③において、段玉裁は現行本の「肆哉」を足利古本は「肆告我」に作ると紹介し、足利古本が不正確であるかのごとく印象付ける。ところが息軒は、當該箇所は偽孔安國傳に「告」とあるのを根據に、經文には「告」字があつたと主張し、さらに足利古本の「我」字は「哉」字の轉寫の誤りに過ぎないとし、經文は「肆告哉」であつたとする。ここでは實際に經文に「告」字を増補するまでには至つていないが、

独自の見解によつて足利古本を擁護せんとする姿勢が見て取れる。

⑥において、段玉裁は現行本の「其往」について、まず『後漢書』李注所引の『尚書』が「慎其往」に作ることを指摘し、さらに足利古本も「慎其往」に作ることを紹介したうえで、これを「疑らくは妄りに増すなり」と退ける。ところが息軒は段玉裁と全く同じ典據を用いて、正反對の結論へと結びつける。即ち『後漢書』李注と足利古本が「慎其往」に作るのを根據に、經文に「慎」字を増補してしまう。この⑥について言えば、むしろ息軒のほうが理に適うように思われる。

⑧はいささか複雑な狀況を示している。整理すると、現行本『尚書』の經文が「云」字に作るのを、段玉裁は唐の衛包による改竄と見なして、「員」字に改める。また足利古本の經文も「員」字に作つてゐる。このような場合、息軒『書說摘要』もまた「員」字に改めるのが通例であるが、ここでは改めていない。これが遺漏でないことは、注に「姑く今本に依る」と斷ることからも明らかである。なぜであるうか。

息軒の思考を推測してみよう。いま山井鼎『七經孟子攷文』を見れば、次のようにある。

○「若弗云來」、「云」を「員」に作る。下「雖則云然」も同じ。謹んで按ずるに傳文は共に今文に同じ。「云」作「員」。下「雖則云然」同。謹按傳文共同今文。」

注目すべきは「傳文は共に今文と同じ」という指摘である。山井鼎によれば、足利古本の經文は「員」字に作るが、偽孔安國傳は現行本同様「云」字に作るという。恐らくこの情報も息軒を躊躇させたものと思われる。

言うまでもなく、現行本『尚書』に付された孔安國傳は前漢の孔安

國の著作ではない。前述のように、息軒も「孔傳は全く偽作なり」と認識している。その一方で、⑤に「古本とは即ち『足利學古寫本』なり。隋世より傳はりし者なり」と言うように、足利古本を隋代のテキストを傳える寫本と見なしていた。ここに問題が生じる。

つまり、魏晉以前の經文は「云」字に作っており、それを見たからこそ偽作者は偽孔傳で「云」字を用いたのかも知れない。しかし隋代までに何らかの事情で經文だけが「員」字に改變され、それが足利古本に残った。その後、唐代に入り簡包によつて再び「云」字に戻された。このような可能性も成立する。

息軒が通例を破つて「姑く今本に依る」とした理由は、大略右のようなものと推測される。息軒は、段玉裁すら見落とした一つの可能性に、敏感に反應していたのである。

息軒の足利古本に對する認識は⑤の「雖聞有訛、所得尤多」(間(ま)ま)として訛り有りとは雖も、得る所尤(はなは)だ多し)に凝縮されている。すなわち誤りもあるが、參考にすべき点も多いという認識である。②③⑥は、段玉裁の向こうを張つて、その「所得尤多」を實證せんとしたものだと言える。逆に④は、「雖聞有訛」の事例と言え、段玉裁が指摘していないにも関わらず、息軒は足利古本が經文「今」字の下に「治」字を衍するといひ、進んでその「訛り」を指摘する。

以上のように、足利古本の扱いに關して、息軒は基本的にこれを擁護する立場をとる。場合によつては、段玉裁と對立することも辭さない。そこには、日本漢學者ゆえの身びいきがあることは否定できないだろうが、彼が清朝學者に盲從するだけの學者ではなかつたことを證明している。特に⑥などは、段玉裁の足利古本に對する貶斥を浮き彫りにした好例と言えよう。

(六) 宋儒・日本儒者の扱い

『書說摘要』も、蔡沈『書集傳』すなわち朱熹の説を採用する。江聲の説を退けたうえで敢えて蔡沈の説を取る事例すら、二つ確認できる。しかし、次の事實には充分注意を拂う必要がある。

『書說摘要』における『書集傳』の引用はわずか一五例に過ぎず、うち五例は否定のための引用である。肯定的引用は文字數にして僅か二五〇字、半帖の半分にも満たない。他の宋儒の扱いも同様で、吳棫(一例)、歐陽脩(一例)、程頤(二例)、吳仁傑(二例)のうち、偽古文尙書の問題を最初に指摘したとされる吳仁傑を除けば、全て否定的引用である。日本の儒者にいたつては、前節で見た山井鼎(一例)のみで、他は一顧だにしない。要するに、『書說摘要』が宋儒と日本儒者の説を採る事は、極めて稀だということだ。

さらに言えば、『書說摘要』は宋儒を手厳しく批難する。紙幅の都合上、一例のみ挙げれば、「大抵宋儒は堅く其の見る所に執はれ、之を名づけて「理」と曰ひ、以て聖經賢傳を斷割するは、實に道を亂すの甚しき者ならん(大抵宋儒堅執其所見、名之曰「理」、以斷割聖經賢傳、實亂道之甚者)」「(三卷二頁裏三行目)のごとく、その矛先は宋學の在り方そのものに向かつている。確かに、鄭玄とて時に批正の對象となるが、あくまで「鄭說の謬り、未だ此くの如く甚しき者有らざるなり。故に特に擧げて之を正す。讀者之を思へ(鄭說之謬、未有如此甚者也。故特舉而正之。讀者思之)」「(二卷二八頁四行目)のごとく、各論に對する論駁に留まつている。

そもそも『書說摘要』は、宋學にとつて基本用語の典據として非常に重要な「大禹謨」篇を偽古文と見なして、經書から廢しているのである。この一點を以てしても、宋學に對する扱いのほどが知られよう。

結語

ここまで息軒の考證學の特質について、『書說摘要』の分析を通して論じてきた。ここで今一度整理してみよう。

まず大田錦城との對比で見れば、錦城が増多二十五篇を僞作と斷じながら、一方でこれを廢すべきでないといふ説し、實際『尙書紀聞』に僞古文二十五篇を収録したのと對照的に、息軒は増多二十五篇を完全に排除して顧みない。確かに「睡餘漫筆」(『和漢典籍販賣目錄』松雲堂・一九二一年)では、息軒もまた大田錦城と同様、「然も古文も亦た未だ全廢し易からざる者有り。蓋し其れ僞を作せども、其の語は則ち多くは眞なればなり」(然古文亦有未易全廢者焉。蓋其作僞、其語則多眞)と述べている。だが實際には、僞古文二十五篇を「全廢」している。この差は殊の外大きい。兩者の違いは、大田錦城が朱彝尊に依據することに對して、息軒が王鳴盛・段玉裁に依據することに起因すると言えるかもしれない。大田錦城が清初の「漢宋兼採の學」に比定されるならば、息軒は「乾嘉の漢學」に比定できよう。

次に龜井昭陽との對比で見れば、昭陽が『尙書』の本來あるべき姿を追求するのに對して、息軒はあくまで漢儒が見たテキストの再現を目標に据えている。その結果、篇配列において時系列的に不合理が生じることになつても、「舊に仍る」と稱して意に介さない。息軒は、より文献考證學に近い立場にあると言えよう。

またその師松崎慊堂との對比で言えば、慊堂が唐代のテキストを追求し唐石經を復刻したのを受けて、息軒はさらに古い漢代のテキストを求めたのだといえる。ここで重要なのは、上述のように息軒の考證があくまで文献的に實證可能な漢代に留まり、それより以前のテキス

トへは踏み込もうとしない點である。讀者におかれては、金谷前掲論文が吉田篁墩『論語集解攷異』の特筆すべき點として「この校勘が『論語』についてではなく、『論語集解』についてなされているという點である。(中略)それ(筆者注…漢代)より古い時代の形については、なおほつきりした系統が樹てにくい。『論語』の校訂はひとまずここに止まるべきである。これが篁墩の考えであつた。これは校勘學としての立派な見識である」と述べたことを想起されたい。確かに篁墩が現存するテキストの校勘に徹したのに對して、息軒は既に亡逸したテキストの復元に取り組んでいたという違いはあるものの、文献實證の追求という點で兩者の姿勢には相通するものがある。

さらに清朝考證學者との對比で言えば、息軒は段玉裁本人以上に段說に忠實に經文の文字を改めていく。ただし、足利古本の扱いに關しては、段玉裁がこれを貶斥するのに對して、息軒はこれを擁護する立場をとる。ただ、なぜ「段玉裁」だったのか。息軒の他の經典注釋書を分析したうえで、將來改めて論じてみたい。

最後に『論語集說』との對比で見れば、町田三郎が息軒の特質として擧げた、諸説を公平に取り扱おうとする姿勢は、『書說摘要』においては希薄と言わざるを得ない。息軒の引用元は古注と「乾嘉の漢學」に著しく偏つており、宋學は厳しく批難することすらある。また日本儒者に對する態度は冷淡を極め、ほとんど顧みない。僞古文の問題を講ずるに當つて、清朝考證學者の名を列擧して「千載の快事」と絶賛しながら、大田錦城に一切觸れないのはその最たる例である。

確かに安井小太郎が崇文本の跋文で『摘要』は多く馬・鄭に準拠し、參ふるに江・段二家の説を以てす。而るに僞孔・蔡氏に於いても、亦た往住采る所有るは、蓋し持平の見ならん」(『摘要』多準闡馬鄭、參

以江段二家之說。而於僞孔蔡氏、亦往往有所采。蓋持平之見矣」と評するのは、町田の息軒評とよく合致する。しかし、畢竟これは「贊辭」にすぎないのではないか。事實、安井小太郎は『經學問徑』（松雲堂書店・一九四〇年）では、『書說摘要』を解説して「伏生今文のみをとり鄭玄、江聲、孫星衍の說を采り、補ふに自家の見を以てす」と述べ、その古注と「乾嘉の漢學」に偏ることをはつきりと指摘している。

では、『論語集說』において示された朱子學や江戸漢學に對する受容との差は、どう理解するべきか。前掲拙稿ですでに指摘したが、明治五年出版の『論語集說』は、諸注のうち何晏「集解」のみ全文引用し、さらに字を經文と同じ大きさに作る。つまり『論語』解釋においても、息軒は明らかに古註を格別として新注より優位に置いているのである。『書說摘要』では、その姿勢がより先鋭的に現れているのだといえる。

以上を要するに、『書說摘要』における息軒の考證學的特質は、日本の古抄本を尊重しつつ、「乾嘉の漢學」の成果を用いて漢代テキストの復元を目指すことにあると、ひとまず結論づけられよう。

右の結論を踏まえて、安井息軒の考證學の意義について述べれば、それは經書を古代の文獻資料として科學的分析の對象としたことだと言えよう。大田錦城は増多二十五篇を僞作と斷定したものの、結局はこれを經書の地位から廢するには至らなかつたし、龜井昭陽は本來の『尙書』という實證不可能なものを追求した。安井息軒は、兩者の問題點を克服している。すなわち『尙書』を古代文獻資料として組上に取り上げ、増多二十五篇を僞作としてあつさり全廢すると同時に、考證の射程を文獻實證可能な漢儒のテキストにとどめた。明治に入り、漢學から「支那學」（シノロジー）が派生し、史料主義的考究手法が重

視されるようになることを考えた時、息軒が昌平黌の儒官という身分でありながら『書說摘要』を通して上記のことを成し遂げて「みせた」ことには、大きな意義があると言えまいか。

京都支那學創始者の一人狩野直喜の清朝考證學と評される學系が、島田重禮に連なることは知られているが、島田の考證學の系譜としてはこれまで海保漁村―大田錦城ばかりが取り上げられ、島田が昌平黌に入った文久三年（一八六三）當時の昌平黌儒官が安井息軒その人であつた事實は長らく等閑に付されてきた。島田―息軒の師承關係は、日本近代支那學成立史においても少し注目されてもよい。生憎『昌平坂學問所日記』は文久二年までの記録しかなく、島田が息軒より受けた授業内容を直裁的に知る術はないが、文久元年起筆の『書說摘要』にその片鱗を求めるとは、充分許されよう。

さて、本稿では、安井息軒の考證學的特質を明らかにすることを主旨にしたため、専ら目次構成や文字校勘という表層面の分析にとどまり、それをもたらした學術的背景や政治的状況、そして息軒の思想そのものの検討は充分にできなかった。將來の課題としたい。

最後に、『書說摘要』の意義をもう一つだけ挙げて結びに代えたい。これまで、日本で初めて僞古文を除いて今文『尙書』二十八篇のみを出版したのは、一九六四年の加藤常賢『眞古文尙書集釋』であるときだ²²。しかし、日本初という榮譽は一九二五年に崇文叢書より出版された安井息軒『書說摘要』に歸されるべきである。

注

(1) 町田三郎「日本の考證學の特色について」『清代經學國際研討會論文集』（臺灣）中央研究院中國文哲研究所・一九九四年。附連清吉譯「關

於日本考據學的特色」。

- (2) 町田三郎『江戸の漢學者たち』(研文出版・一九九八年)。連清吉『日本江戸時代の考證學家及其學問』(臺灣學生書局・一九九八年)。金培懿『安井息軒の經典注釋法について』、『論語集說』を中心に、『中國哲學論集』二五・一九九九年。

- (3) 町田注④この項、主として金谷治『日本考證學派の成立―大田錦城を中心として―』に據る。

- (4) 柏崎順子『安永・天明期の吉田篁墩(一)』、『一橋論叢』一二二(三)・一九九九年。

- (5) 高橋前掲論文によれば、初稿本は「校定の途次にある」が、再訂本は「初稿の訂正がほばきれいに整理された整然とした寫本である」。

- (6) 足利古本は「用」を「由」に作る。

- (7) 「民用」足利古本は「民由」に作る。

- (8) 諸本誤倒せり。足利古本「無老侮老成人」に作り、亦た「老」字を衍す。今唐石經に従ふ。

- (9) 足利古本に「汝亾老侮老成人」と。此れ蓋し既に「侮老」に誤りての後に、又た訂して「老」字を「侮」字の上に増す。

- (10) 足利古本は「肆哉」を「肆告我」に作る。『傳』に「故に以て諸侯及び臣下に事を御治するを告ぐ」と云ふは、故より「肆」を釋せば、則ち「告」字は自然と經文に掲せらる。明らかに經文は「肆告哉」に作る。其の「肆告我」に作るは、「哉」「我」字形相ひ涉わるが故に輾轉して相ひ譌り、遂ひに「我」字を衍するのみ。

- (11) 「肆哉」、山井鼎は「足利古本「肆告我」に作る」と説く。

- (12) 衡謂らく、(中略)古本は「今」の下に「治」字有り。疑ふらくは傳文に據りて妄りに之を増すならん。

- (13) (前略)山井鼎云ふ、古本は「比介」を「比迹」に作る。「迹」は即ち

「邇」字なり。傳文を考するに「比介」を「比迹」に訓めば、恐らくは經文は「比迹」に作るを是と爲す。衡謂らく、古本とは即ち『足利學古寫本』なり。隋世より傳はりし者にて、間(ま)まとして訛り有ると雖も得る所尤(はなは)だ多し。此も亦た當に「迹」に作るを以て正と爲すべし。

- (14) 日本の山井鼎云ふ、足利古本は「介」を「迹」に作る。玉裁案ずるに孔傳は凡て「介」を皆な「大」に訓めば、應に此れ獨り「近」に訓むべからず。疑らくは本「迹」に作りて「介」字の誤に譌るなり。「迹」は古文「邇」、義雲章『汗簡』に見ゆ。

- (15) 足利古本は「其往」の上に「慎」字有り。『後漢書・爰延傳』李注に云ふ『尚書』に周公成王を戒めて曰く、「孺子其朋、孺子其朋、慎其往」と。亦た「慎」字有り。文義を推せば、「慎」字有るは尤も穩たり、今之に従ふ。

- (16) 『後漢書・爰延傳』に「延事を上封して曰く、「臣之を聞けり、帝の左右の者は政徳を咨す所以なり」と。故に周公成王を戒めて曰く、「其朋其朋、言慎所與也」と。李注に『尚書』に周公成王を戒めて曰く、「孺子其朋、孺子其朋、慎其往」と。今本を校するに「慎」字多し。足利古本も此と同じ。疑ふらくは妄りに増すなり。

- (17) 「即」、今本は多く「既」に作る。足利古本、唐石經及び蔡本は誤らず。今之に従ふ。

- (18) 「即」、各本誤りて「既」に作る。今訂正す。(中略)日本の山井鼎『七經攷文』は彼の土の古本に據りて亦た「即」に爲る。

- (19) 此の「云然」及び上文の「云然」の「云」、足利古本は「員」に作る。「員」「云」通ず。姑く今本に依る。

- (20) 山井鼎『孟子七經攷文』「比介于我有周御事」…「介」は「迹」に作る。謹んで按ずるに「迹」は即ち「邇」字なり。傳文を考するに「比介」を

「比近」に解すれば、恐らくは經文は「比邇」に作るを是と爲す。「介」に「近」の義無くんば、明らかに「比近」と云ふは「比介」を解するに非ず。蓋し古へ「迹」に作りて後、字畫蝕滅して誤りて「介」字に作り、遂ひに其の誤を承襲して改むる無からんか。疑ふべし。「介」作「迹」。謹按「迹」即「邇」字。考傳文「比介」解「比近」、恐經文作「比邇」爲是。「介」無「近」之義、明云「比近」者非解「比介」。蓋古作「迹」後、字畫蝕滅誤作「介」字、遂承襲其誤無改歟。可疑)

(21) 段玉裁は阮元『十三經注疏校勘記』の校訂を擔當した。阮元『尚書注疏校勘記』は引據各本目錄で足利古本を挙げ、『物觀序』は以て唐以前の物と爲す。其の經皆な古文なれど、然も字體太だ奇にして、間として俗體を參うれば、多く信するに足らず(『物觀序』以爲唐以前物。其經皆古文、然字體太奇、間參俗體、多不足信)と説明する。

(22) 加藤常賢は『眞古文尙書集釋』(明治書院・一九六四年)の「例言」で「眞古文二十八篇だけに限つた理由は、前にも述べたが、この種の著書は中國では既に出版されてゐるが、吾が國ではこの書を以つて始めとする」という。また本書が新釋漢文大系『書經(上)』(明治書院・一九八三年)として再出版された際、宇野精一も「解説」で次のように言う。「これは我が國において、古い諸篇だけを獨立の書物として出版した最初のものであり、加藤博士の心血を注がれた成果であるから、特にこの大系本の一冊として收めたのである」。

〔付記〕本稿は、中華民國(臺灣)科技部專題研究計畫補助費(MOST 104-2410-H-232-001-)を受け、「東アジア漢學者の會」(二〇一六年一月九日)での研究發表を経て執筆された。

謝辭

貴重なご意見をくださった査讀委員ならびに論文審査委員、編集局の先生方に御禮申し上げます。また本稿執筆に際して、「宮崎市きよたけ歴史館」學藝員(當時)で鹿児島大學非常勤講師の新名一仁先生には一方ならぬご盡力をたまわつた。特にここに記して謝意を表す。